

PFOS を含む消火剤を使用する泡消火設備の点検基準等の 一部を改正する告示（案）について



平成22年8月25日消防庁は、「泡消火設備の点検基準について、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (以下、PFOS) を含む消火薬剤を使用する泡消火設備を点検する際、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合に限り、泡放射等を行うことを要しないこととする」告示案を発表すると共に、平成22年8月26日～平成22年9月24日までの間、意見を募集しています。

これは平成22年4月の化審法改正により、PFOS又はその塩が第一種特定化学物質に指定され、省令で定める技術上の基準に従わなければならない製品として、PFOS又はその塩が含有されている「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」が加えられたこと。また、消防法によって、泡消火設備については実際に泡を放射することにより定期的に点検を行うことが義務付けられていること。及び、平成22年9月3日に省令で、点検時において泡消火薬剤が環境へ放出されないように、その回収等が義務づけられたこと。これらのことを踏まえた告示案となっています。

【施行日】

平成22年10月1日

当社ではPFOS の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2010年8月25日付 総務省 HP

クロマト分析箇所 会田祐司